

選挙運動ハンドブック

衆議院選挙が近づいてきました。既に、推薦・支援活動を始められている地域もあろうかと思えます。以下「旧平成維新の会」で作られた「選挙運動ハンドブック」を掲載しますので、参考にして下さい。

選挙公示（告示）前

選挙の公示（告示）前に、有権者に特定の候補者への投票をお願いする活動（事前運動）はできませんが、次のようなことは自由にできます。

1. 会員主催で、推薦候補者（推薦議員）の国会報告会・政治活動報告会・政策勉強会等を開催し、その候補者の政策・人格等に触れましょう。また、当会会員以外の友人にも参加して頂き、候補者に対する理解を深めてもらいましょう。
2. 推薦候補者（推薦議員）の後援会が主催する、勉強会・講演会等に当会会員として積極的に参加しましょう。また、友人・知人も誘ってみましょう。
3. 自分が所属する団体に推薦候補者（推薦議員）を推薦することは自由です。できれば推薦候補者（推薦議員）本人を紹介し、自分が所属する団体の方とよく相談し、推薦しましょう。
4. 通常のパンフレット・ビラは、選挙期間中には配付できません。公示（告示）前に積極的に配りましょう。また、推薦候補者（推薦議員）の政策・活動等事前に取材し掲載するなど、各地区でアイデアをもちより、独自のビラを作成し配付しましょう。
5. 推薦決定後、各地区で推薦セレモニーを行いましょう。テレビ・新聞・雑誌等マスコミに積極的に広報しましょう。
6. 推薦候補者（推薦議員）の講演会と連絡をとり当会でできる協力をあらかじめ話し合い、できることから実行しましょう。

選挙期間中

選挙期間中は次のようなことが自由にできます。積極的に活動しましょう。

1. 推薦候補者の個人演説会、街頭演説会などに積極的に参加しましょう。また、友人・知人を誘って応援しましょう。
2. 推薦候補者の選挙事務所と相談して、当会としての個人演説会の開催に協力しましょう。
3. 推薦候補者の個人演説会、街頭演説会で弁士と

- して、力強く候補者の応援をしましょう。
4. 推薦候補者の選挙事務所に行って、選挙運動用ハガキに、推薦人や差出人として自分の名前を使い、友人・知人に出しましょう。
5. 推薦候補者の選挙事務所と相談して、掲示用ポスター貼りをできるだけ手伝いましょう。
6. 電話で友人や知人に推薦候補者への投票をお願いしましょう。
7. 推薦候補者の政治活動用ビラやパンフレットを街頭で配ったり、住居の郵便受けに入れてまわるなど、ボランティアとして積極的に参加しましょう。（ばらまいたり、戸別訪問して配付してはいけません。）
8. 自宅に推薦候補者のポスターを貼り、訪ねてくる友人・知人に投票のお願いをしましょう。（ビルの通路・ショーウィンドー等、人の目につく場所に貼ることはいけません。）

最後に

このハンドブックに掲載した選挙活動は、あくまで基本的な活動で、平成維新の会らしい活動となりますと充分ではありません。

しかしながら、是非とも、現在の選挙活動の基本は、皆さんに知っておいていただき、平成維新の会らしい選挙活動を考案、実行していただきたいと思えます。

また、平成維新の会として、選挙違反は、絶対にあってはならないことです。以下、選挙活動で制限されています主なものを記述します。くれぐれもご注意下さい。

1. 戸別訪問により投票をお願いすること。
2. 投票を得ることを目的とした署名活動。
3. 自分の手持ちハガキ・手紙等で、友人・知人に投票をお願いすること。
4. 陣中見舞いとして、お酒等、候補者に贈ること。

推薦議員を当選させることは、もちろん第一の目的です。しかし、もうひとつ、この選挙活動を通じて、平成維新の会の理念と政策、そしてわたしたちの思いを伝えることを目的としたいと思います。